

# 令和5年大船渡市議会第4回定例会

## 議案第1号～第8号説明要旨

大 船 渡 市

議案第1号(大船渡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第1条	この条例は、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とするものである。
第2条	この条例における用語の意義を定めるものである。
第3条	他の条例等の規定により書面等により行うこととされている申請等について、書面等によることに加え、電子情報処理組織により行うことができること等を定めるものである。
第4条	他の条例等の規定により書面等により行うこととされている処分通知等について、書面等によることに加え、電子情報処理組織により行うことができること等を定めるものである。
第5条	他の条例等の規定により書面等により行うこととしている縦覧又は閲覧について、書面等によることに代えて、電磁的記録により行うことができること等を定めるものである。
第6条	他の条例等の規定により書面等で作成、保存等を行うこととしているものについて、書面等によることに代えて、電磁的記録により行うことができること等を定めるものである。
第7条	この条例の適用除外となる手続等を定めるものである。
第8条	他の条例等の規定により申請等の際に添付することとされている書面等について、個人番号カードの利用等により、電子情報処理組織等を通じて確認できる場合には、添付を要しないことを定めるものである。
第9条	手続等の情報通信技術の活用状況について、インターネットの利用その他の方法により公表することを定めるものである。
第10条	この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとするものである。

2 附則

条 項	要 旨
第1項	この条例の施行期日を公布の日とするものである。
第2項	大船渡市行政手続条例の一部を改正し、行政指導をする相手方に対し、事前にその根拠法令等を通知する方法として、文書によることに加え、電磁的記録により行うことができることを定めるものである。

## 議案第2号(大船渡市部設置条例の一部を改正する条例)説明要旨

### 1 本則

条 項	要 旨
第3条	企画政策部の分掌事務にデジタルの活用に関する事務を加えること、上下水道部の分掌事務から簡易水道事業に関する事務を削ること等を定めるものである。

### 2 附則

この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものである。

## 議案第3号(大船渡市職員定数条例の一部を改正する条例)説明要旨

### 1 本則

条 項	要 旨
第1条	職員の定義に、地方公営企業事務部局に常時勤務する地方公務員で一般職に属する者を加えることを定めるものである。
第2条	組織の区分のうち、水道事業を地方公営企業事務部局に改めること等を定めるものである。

### 2 附則

この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものである。

議案第4号(大船渡市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例)  
説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第3条	空家等の所有者等の責務として、空家等の適切な管理に加え、市が実施する空家等に関する施策への協力に努めることを定めるものである。
第4条	文言を整理するものである。
第5条	適切な管理が行われていない空家等を管理不全空家等として認定することができること、管理不全空家等の状態が改善された場合は当該認定を取り消すこと等を定めるものである。
第6条	条項を整理するものである。
第7条	条項を整理するものである。
第8条	条項を整理するものである。
第9条	条項及び文言を整理するものである。
第10条	条項及び文言を整理するものである。
第11条	条項及び文言を整理するものである。
第12条	条項を整理するものである。
第13条	条項を整理するものである。

2 附則

この条例の施行期日を公布の日とするものである。
-------------------------

議案第5号(大船渡市下水道条例及び大船渡市漁業集落排水施設設置管理に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

第1条による改正(大船渡市下水道条例)

条 項	要 旨
別表	基本使用料を改定し、2,156円とすること等を定めるものである。

第2条による改正(大船渡市漁業集落排水施設設置管理に関する条例)

条 項	要 旨
別表第3	基本使用料を改定し、2,156円とすること等を定めるものである。

2 附則

条 項	要 旨
第1項	この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものである。
第2項	改正後の大船渡市下水道条例別表の規定は、令和6年5月以後の使用料に適用することを定めるものである。
第3項	改正後の大船渡市漁業集落排水施設設置管理に関する条例別表第3の規定は、令和6年5月以後の使用料に適用することを定めるものである。

## 議案第6号(大船渡市民交流館条例の一部を改正する条例)説明要旨

### 1 本則

条 項	要 旨
別表	展示ホールの使用料を改定し、午前9時から午後5時までの使用の場合は、1時間当たり300円とすること等を定めるものである。

### 2 附則

条 項	要 旨
第1項	この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものである。
第2項	改正後の別表の規定は、令和6年4月1日以後の使用に係る使用料に適用することを定めるものである。

## 議案第7号(大船渡市スポーツ施設条例の一部を改正する条例)説明要旨

### 1 本則

条 項	要 旨
別表第3	大船渡市営球場の利用料金の上限額を改定し、児童・生徒が使用する場合であって、営利を目的としないときは、1時間までごとに300円とすること等を定めるものである。
別表第4	大船渡市民弓道場の利用料金の上限額を改定し、一般の人が使用する場合は、1人1回につき200円とすること等を定めるものである。
別表第8	大船渡市三陸B&G海洋センターのスイミングプールに係る利用料金の上限額を削るものである。

### 2 附則

条 項	要 旨
第1項	この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものである。
第2項	改正後の別表第3及び別表第4の規定は、令和6年4月1日以後の使用に係る利用料金に適用することを定めるものである。

議案第8号(大船渡市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例)  
説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第4条	水道事業の事務を処理させる組織を、上下水道部水道課とすることを定めるものである。
別表第1	給水区域に、三陸町綾里、三陸町越喜来及び三陸町吉浜を加えるものである。
別表第2	給水人口を3万1,000人とすること及び1日最大給水量を1万4,500m <sup>3</sup> とすることを定めるものである。

2 附則

条 項	要 旨
第1項	この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものである。
第2項	この条例の施行に伴い、大船渡市簡易水道事業の設置等に関する条例を廃止するものである。
第3項	廃止前の大船渡市簡易水道事業の設置等に関する条例に基づいてなされた処分、手続その他の行為は、改正後の大船渡市水道事業の設置等に関する条例に基づいてなされたものとみなすことを定めるものである。